

(仮称)大平ファーム太陽光発電事業に係る
環境影響評価方法書
〔 要約書 〕

令和2年1月

自然電力株式会社

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、5万分1地形図及び電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平29情復、第1243号)

本書に掲載した地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得ること。

本書の構成

～はじめに～ 「環境影響評価の手続き」についてご説明します 1 ページから
環境影響評価とは何か、どういった手続きで行われるかをご紹介します。

第1章 事業の概要 3 ページから
事業の背景や意義、事業の目的、内容、これまでに検討してきた環境保全の取り組みについてご紹介します。

第2章 地域の概況 12 ページから
事業の実施予定区域である北杜市須玉町とその周囲の地域の特徴を整理しました。

第3章 環境への影響を詳しく調べる項目 14 ページから
「第1章 事業の概要」で整理した事業の特性と、「第2章 地域の概況」で整理した地域の特性を踏まえて、(仮称) 大平ファーム太陽光発電事業を実施する場合に生じるおそれのある環境への影響について整理し、調査・予測・評価を行う項目を選びました。

第4章 環境への影響に関する調査・予測・評価の方法 17 ページから
「第3章 環境への影響を詳しく調べる項目」で整理した環境への影響をあらかじめ避けたり(回避)、小さくしたりする(最小化)方法(環境保全措置)を検討するために、環境への影響に関する調査・予測・評価を行います。その実施方法を整理しました。

第5章 皆さまのご意見を募集します 29 ページから
この「(仮称) 大平ファーム太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書」について、皆さまから環境の保全の見地からご意見を募集します。ご意見の提出方法についてはこちらをご覧ください。

目 次

～はじめに～「環境影響評価の手続」についてご説明します	1
第1章 事業の概要	3
1-1 事業の背景と意義	3
1-2 事業の目的と内容	5
1-3 環境への配慮の検討経緯	10
第2章 地域の概況	12
第3章 環境への影響を詳しく調べる項目	14
第4章 環境への影響に関する調査・予測・評価の方法	17
4-1 環境への影響に関する調査・予測・評価の方法の概要	17
4-2 環境影響評価の手法	18
第5章 皆さまのご意見を募集します	29
第6章 方法書作成に関する委託先	30

～はじめに～ 「環境影響評価の手続き」についてご説明します。

自然電力株式会社（5 ページ参照）では、北杜市須玉町に約 35.8 ヘクタールを対象として、太陽光発電事業を行う計画を進めております（3～11 ページ参照）。この事業を行うにあたり、環境影響評価を実施し、皆さまのご意見を伺いたいと考えております。

◇「環境影響評価の手続き」とは、以下のような仕組みです。

- 環境への大きな影響が心配される大規模な事業を実施する前に、
- 事業者自らが、
- 事業による環境への影響を詳しく調べる項目について選び出し、それについて調査・予測・評価を行い、
- その検討過程で様々な方から提供された情報を踏まえて、
- より環境に配慮した事業を作り上げていく

自然電力株式会社は、皆さまのご意見を伺いながら環境への影響について調査・予測・評価を行うことで、より環境に配慮した事業の策定を目指してまいります。

（解 説）

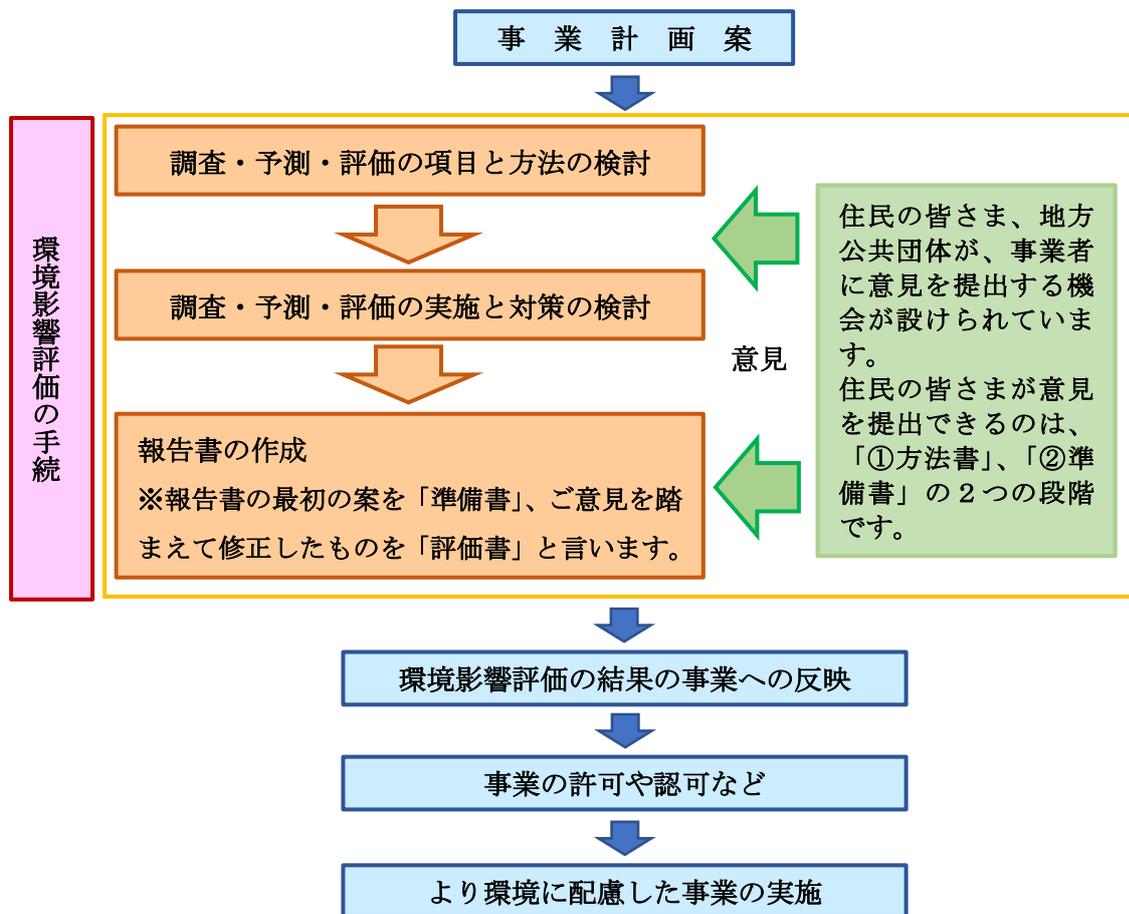
環境への大きな影響が心配される大規模な事業を実施する前に、	環境影響評価は、事業計画の熟度を高めていく過程において行われるものです。環境影響評価の実施が義務付けられている事業の種類や規模については、山梨県環境影響評価条例に定められています。
事業者自らが、	環境影響評価は、事業者が行います。事業者が自ら事業内容を管理（セルフコントロール）するための仕組みです。
事業による環境への影響を詳しく調べる項目について選び出し、それについて調査・予測・評価を行い、	環境影響評価は、まず、事業実施区域やその周辺の状況について「調査」し、次に、調査の結果を踏まえて事業による環境への影響を「予測」し、併せて対策を検討しながら、どれだけ環境への影響を回避・最小化することができるかを「評価」する手順で行います。この「調査・予測・評価」を適切に行うための指針（山梨県環境影響評価等技術指針）が山梨県により定められています。
その検討過程で様々な方から提供された情報を踏まえて、	環境影響評価の手続を通じて得られる住民の方や地方公共団体の意見を踏まえて、調査・予測・評価の手法について見直したり、その内容や対策について再検討を行ったりします。
より環境に配慮した事業を作り上げていく仕組みです。	環境影響評価は、より環境に配慮した事業内容とすることを目的としています。

山梨県の環境影響評価制度の概要は、以下のホームページにも掲載されています。

○ <https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/asses-seido-gaiyo.html>

◇環境影響評価の手続の流れ

山梨県環境影響評価条例における環境影響評価の手続は、以下のように進められます。



◇皆さまのご意見はこのように活用されます。

環境影響評価の手続において、皆さまにご意見をいただく機会は2回（「①方法書」及び「②準備書」）あります。「①方法書」の段階では、調査・予測・評価について、どのような項目について、どういった方法で調査・予測・評価を行うべきかについて、ご意見を伺う機会があります。「②準備書」の段階では、調査・予測・評価、対策の検討を行った結果について、ご意見を伺います。

今回は、「①方法書」の段階で事業者が調査・予測・評価を的確に行うために、地域の皆さまが環境の面から特に重要と考えられているもの、心配に思われていることについて、ご意見を伺うものです。

◇いただいたご意見については準備書でお答えします。

今回いただいたご意見について、どのように太陽光発電事業の内容に活用させて頂いたかについては準備書でお答えいたします。また、準備書を作成した段階で再度皆さまのご意見をいただきたいと考えております。その際にも説明会を開催する予定です。

◇これからの予定について

これからの予定については、皆さまからのご意見に加えて、山梨県や北杜市からのご意見を踏まえ、自然電力株式会社ホームページ (<https://www.shizenenergy.net/>) などを通して、適宜皆さまにお知らせしてまいります。

第1章 事業の概要

1-1 事業の背景と意義

1-1-1 事業の背景

対象事業実施区域は、「パネルの敷設範囲」及び「送電線の敷設区間」から構成されます（第1-1-1 図）。「パネルの敷設範囲」は、山梨県北杜市須玉町の北部、長野県に近接した位置にあります。「送電線の敷設区間」は、現時点で3パターンを想定しています。

対象事業実施区域のうち、「パネルの敷設範囲」は、もともと大平牧場として使用されていた土地であり、昭和29年に須玉町小尾の地域の方々に売却され、以降は約60名の共有名義となっています。牧場の経営が終了した後、現状は荒地に近い状態となっています（正式な閉牧は平成27年）。面積も広大で、地元の地権者の方々には、ご高齢な方も多く、本土地を維持管理していくのは困難な状態であり、何らかの事業活用を模索されていました。そのような中で、自然電力株式会社のメガソーラー事業の適地選定に際し、本土地の相続登記の取りまとめ等を行ってきた地権者代表者との協議を経て、未利用地の有効活用のため、メガソーラー事業候補地として検討することになりました。

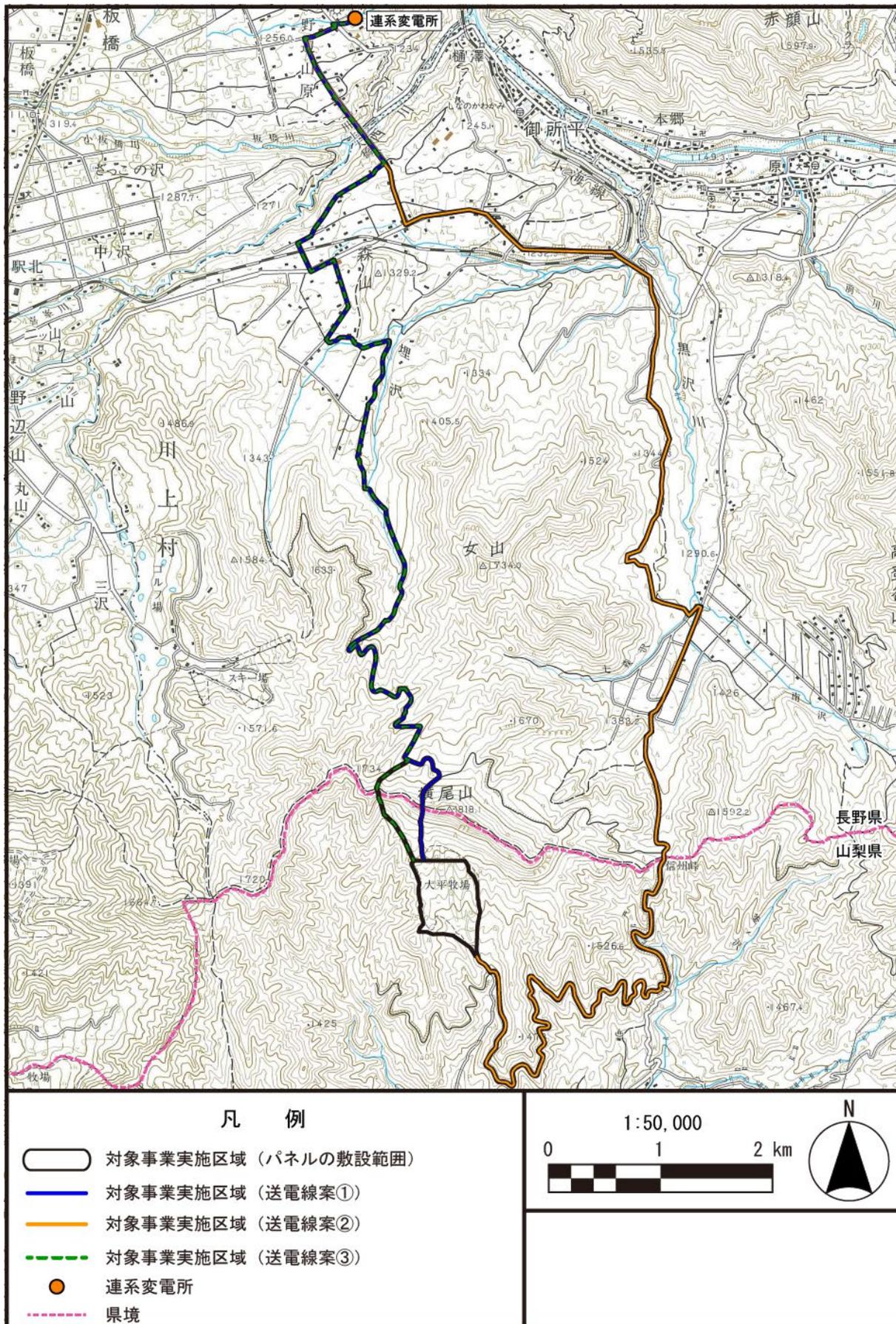
1-1-2 事業の意義

現在、私たちの暮らしや経済活動において、その多くを石油や石炭、天然ガスなど化石燃料に頼っており、近年における世界のエネルギー需要は急速に増加しています。将来的なエネルギー需給逼迫の懸念が広がる中、日本のエネルギー自給率はわずか6%¹であり、残り94%は海外からの輸入に頼っている状況となっています。また、2011年に起きた東日本大震災の影響から日本におけるエネルギー事情は不安定な状況にあり、資源の枯渇のおそれが小さく、環境負荷が少ない再生可能エネルギーの導入を促進することが重要となっています。

本事業は、再生可能エネルギーの一つである太陽光による発電を行なうことで、国・地方自治体が進める環境負荷のない再生可能エネルギー拡充普及、地球温暖化対策に資することになります。本事業による年間発電量は約1,500万kWh程度と予測され、これは約4,612世帯²が通年で使用する電気に相当し、平成28年の太陽光発電協会算出のCO₂排出係数で計算すると8,003トンのCO₂削減が見込まれます。

¹ 「平成28年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書）」（資源エネルギー庁、平成29年）

² 1世帯平均の電力消費量は1か月あたり271kWh（2013年時点）で試算（出典：電気事業連合会HP）



第1-1-1 図 対象事業実施区域の位置

1-2 事業の目的と内容

1-2-1 事業の目的

本事業は、「太陽光発電施設の建設及び運営」を目的とします。

1-2-2 事業の内容

事業の内容は、第 1-2-1 表に示すとおりです。

本事業の実施主体である自然電力株式会社は、2011 年 6 月に設立し、現在まで全国で太陽光・風力等の 600MW を超える開発実績を有します。また、適切な土地を探し事業を組成する開発事業のみならず、世界トップの再生可能エネルギー企業である juwi 社（ドイツ）と提携し、発電所の設計・調達・建設についても、グループ会社で責任を持って実施する体制を整えています。更には、発電所は 20 年以上地域において運営をしていくものであり、弊社では運営・保守についてもグループ会社が主導し、地域の事業者と連携をしながら行っています。

第 1-2-1 表 事業の内容

項目	内容
事業の名称	(仮称) 大平ファーム太陽光発電事業
事業の種類	第二分類事業 宅地の造成の事業 (太陽光発電事業、売電事業)
事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	事業者の名称: 自然電力株式会社 代表者の氏名: 代表取締役 磯野謙、川戸健司、長谷川雅也 主たる事業者の所在地: 〒810-0062 福岡県福岡市中央区荒戸 1-1-6 福岡大濠ビル 3, 6F
事業を計画している区域 (「パネルの敷設範囲」)	山梨県北杜市須玉町小尾字後沢 7715 番地 163
事業規模	敷地面積: 約 35.8 ha (送電線敷設区間を含まず) 出力: 14.7 MW

1-2-3 事業の基本方針

北杜市においては「北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱」(平成 26 年 9 月 1 日)、
「北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例 (令和元年 10 月 1 日) 等、地域と共存できる発電施設の導入を目指しており、本事業も景観や安全性・環境への配慮を中心として地域住民の方にご理解頂き、20 年間しっかりと運営できる太陽光発電事業のモデル構築を目指したいと考えています。

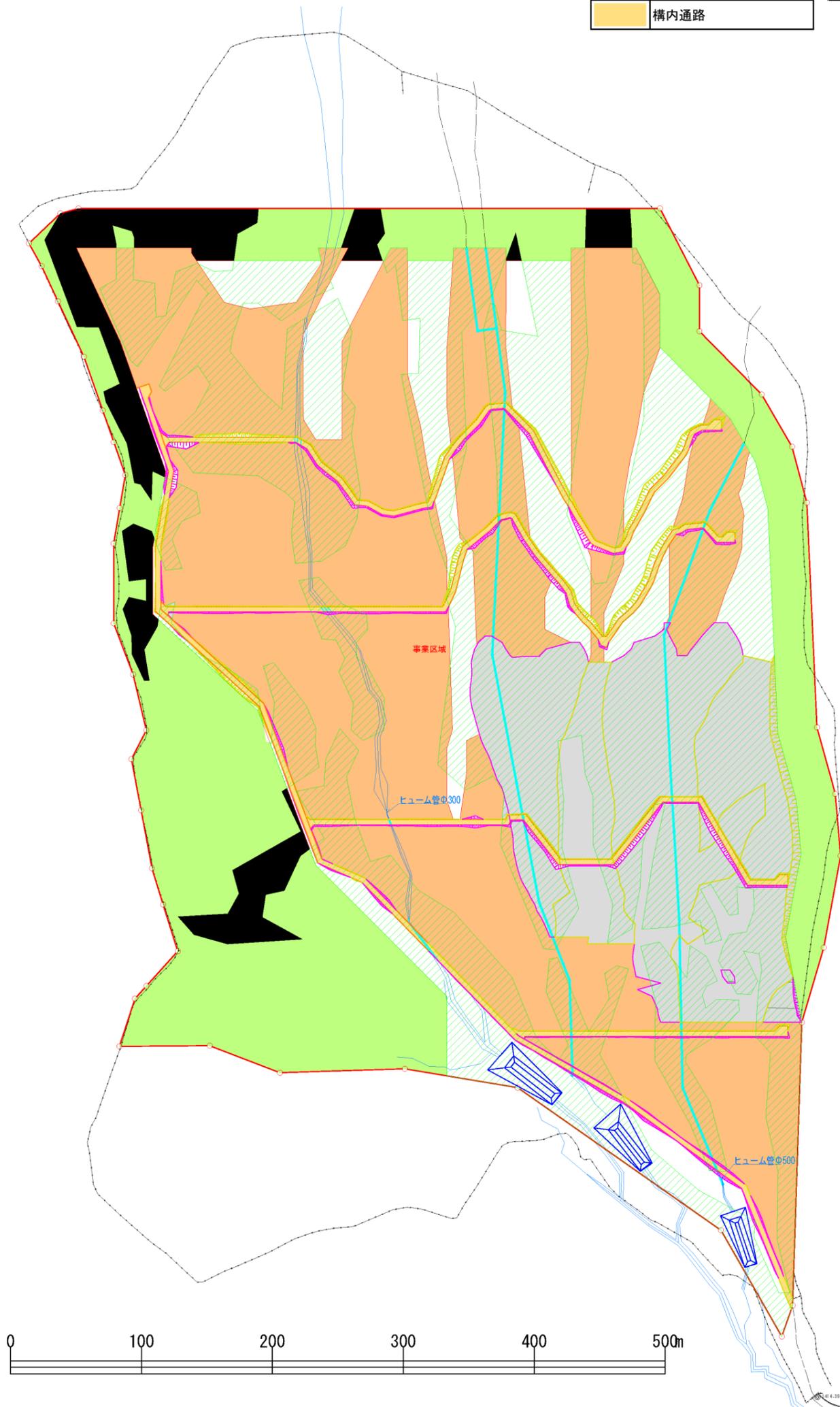
1-2-4 事業計画

土地利用計画図(案)を第 1-2-2 図に示します。対象事業実施区域約 35.8ha のうち、約 25.2ha に太陽光パネル等の太陽光発電施設を設置する計画です。また、約 9 ha を残置森林または造成森林として森林率を確保する計画です。

送電線ルート図は、第 1-1-1 図に示したとおり、方法書作成時点では、送電線管路は発電施設を設置する事業用地から北の横尾山尾根に向かって谷に沿わせ、中部電力の野辺山変電所まで敷設する「送電線案①」、傾斜の緩やかな場所を選んで敷設する「送電線案③」及び対象事業実施区域の南から林道及び原浅尾葎崎線（一般県道 610 号）を経由して野辺山変電所に至る「送電線案②」を想定しています。

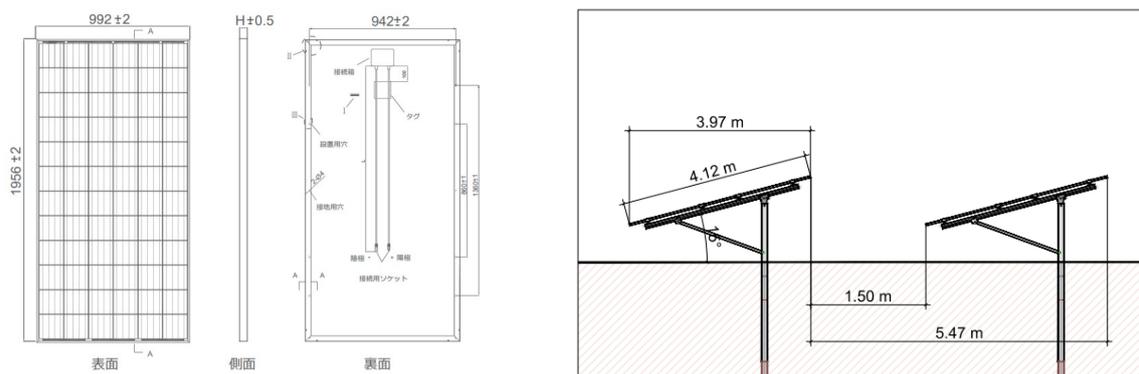
送電線案①及び③については、1,600m の標高ラインを超えて、山梨県と長野県の県境を越えて敷設を行います。幅 1.5m の小型重機で運搬及び掘削を行う工法を採用し、掘削土量はそのまま埋め戻す予定です。加えて、木々を避けるなどし、伐採を最小限にします。また、山梨県の県有林及び保安林に該当するため、その利用許可については申請に向けて準備中であり、利用可否は未定です。送電線案②についても、関係部署と協議のうえ、埋設・架空等、適切な方法を採用する計画です。最終的に採用する送電線案は、関係部署と協議のうえ決定します。

	対象事業実施区域		沢（通常溜れ沢）
	残地森林		沢（改変無し）
	造成森林		盛土法面
	伐採範囲		切土法面
	パネル設置（造成無し）		沈砂池
	パネル設置（造成あり）		暗渠工
	構内通路		



第 1-2-2 図 土地利用計画図（案）

太陽光パネルのサイズ及び架台立面図を第 1-2-3 図に示します。



(単位：mm) *架台杭は、1.5～2.0mの深さで打ち込み予定

第 1-2-3 図 太陽光パネル（モジュール）のサイズ（左図）及び架台立面図（右図）

本事業の設備配置計画図(案)を第 1-2-4 図に示します。敷地面積約 35.8ha の本土地において、約 25.2ha の面積に太陽光パネル等の発電設備を設置する計画です。

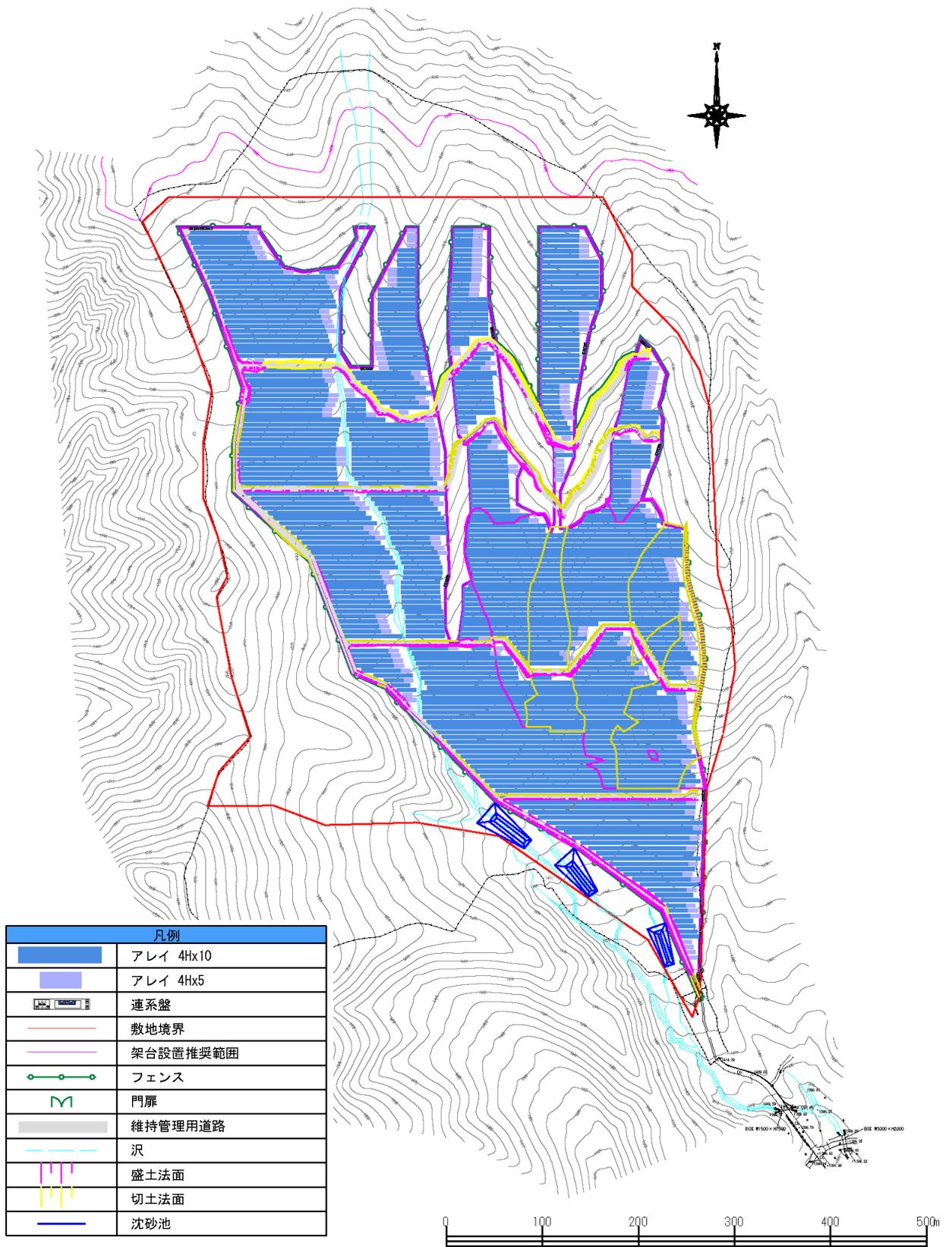
1-2-5 工事計画の概要

工事計画は、第 1-2-2 表に示すとおりです。

工事は地権者及び住民の方と協議を行いながら進めてまいります。

第 1-2-2 表 工事計画の概要

- パネル設置や構内通路の用地とするため、樹木を一部伐採して造成工事を行います。
- 造成範囲は最小限とします。
- 工事中には、伐採樹木などを対象事業実施区域外へ運び出すダンプトラックや、対象事業実施区域内へ建設機械や資材を運ぶトレーラーなどが、周囲の道路を走行します。
- これらの工事の期間は、2022年8月～2023年12月までの概ね1年5か月程度を想定しています。



第1-2-4図 設備配置計画図(案)更新予定

1-3 環境への配慮の検討経緯

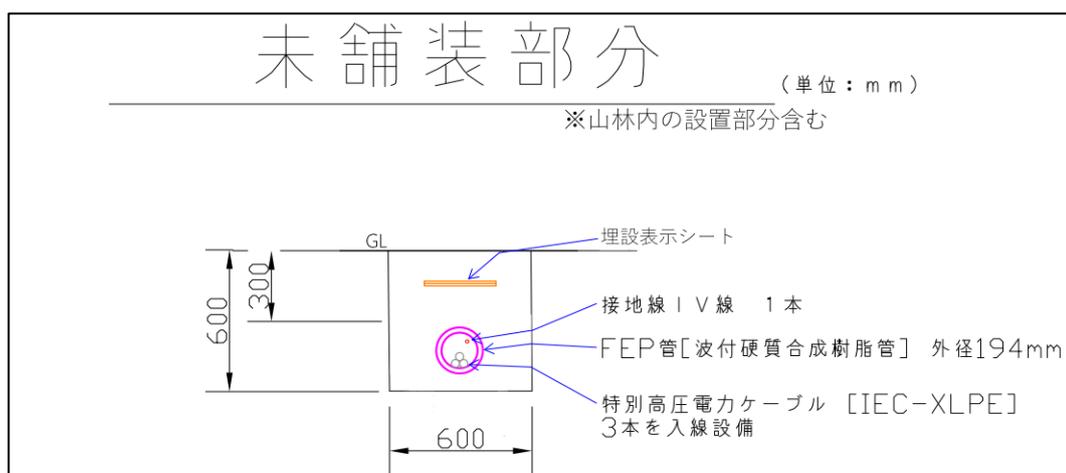
【太陽光パネル】

太陽光パネル（モジュール）については多結晶シリコン太陽光電池を採用する計画であり、環境へ大きな影響を及ぼす有害物質は含まれていません。太陽光パネルは部分的にはんだ付けのために少量の鉛を用いていますが、強化ガラスと封止材で密封された構造になっています。また、使用計画の太陽光パネルは、土壌対策汚染法に遵守し、太陽光パネルに含まれる有害物質を制限します。

【送電線（埋設管路）】

本事業で想定している送電線について、送電線案①及び③（埋設管路）の標準断面の例を第1-3-5図に示します。FEP管路に特別高圧電力ケーブルを入線し、送電を行う計画としています。高圧電線の管理方法については、電気事業法遵守のため、第三者が立ち入れないように管理埋設や表示杭によって位置を示す予定です。なお、当該経路は山梨県県有林（保安林）に該当するため、利用許可申請及び利用方法について申請協議中です。協議結果を受けて、浅層埋設・U字側溝といった保安林としての機能を損なわない敷設方法を選択する計画です。

送電線案②については、林道及び原浅尾葦崎線（一般県道610号）を經由して野辺山変電所に至ります。敷設方法については、関係部署と協議のうえ、埋設・架空等、適切な方法を採用する計画としています。



第1-3-5図 送電線（埋設管路）の標準断面（例）

【造成計画】

土木造成は、基本的には南向きの斜面を活かして現況地形に沿ってパネルを配置することで、造成規模を最小限に抑える方針とします。また、工事発生土は、対象事業実施区域内で土量バランスをとることを基本とし、原則的に搬入搬出を行わないこととします。

対象事業実施区域内で、通年、水の流れる主要な沢については、パネル設置を避け保存する計画とし、その他の沢については、部分的に暗渠管等も用い現況の水の流れを維持する方針です。

造成設計においては、山梨県の林地開発許可制度における設計指導に則り、法面勾配等も安全に配慮した設計を行います。

【事業用排水】

沈砂池等を設け、場外への土砂や濁水の流出防止に努めます。供用時は対象事業実施区域において生活排水等の排水が発生する施設は設置しない計画です。

【雨水排水】

排水計画については、山梨県の林地開発許可制度における設計指導に基づき、現況に則した適切な計画設定を行います。排水施設に関しては同制度に基づき 30 年確率の降水量を見込んだ排水設計を行い、山梨県との協議の上で必要十分な沈砂池を設置します。

【その他】

メンテナンスの 1 つとして除草作業が必要になりますが、除草剤は使用せず、草刈り機による除草を行い、場外へ流出する水質の保全に努めます。

発電開始後 20 年以降についてはその時点の発電設備の性能や電力需要等に応じて、事業の存続について判断します。事業を撤退する場合、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（環境省、平成 30 年 12 月）」に沿って適切な発電設備のリサイクル・処分等を行う計画です。

第2章 地域の概況

対象事業実施区域周辺の主な地域概況について第 2-1 表に整理しました。

第 2-1 表 (1) 対象事業実施区域周辺の主な地域概況

大気環境
<ul style="list-style-type: none">➤ 対象事業実施区域の近傍の大泉地域気象観測所における平成 30 年の気象概況は、平均気温は 12.2℃、年間降水量は 1,263.0mm、平均風速は 2.0m/s です。また、野辺山地域気象観測所における平成 30 年の平均気温は 8.1℃、年間降水量は 1,549.0mm、平均風速は 2.7m/s です。➤ 対象事業実施区域及びその周囲の最寄りの測定局として一般局の葦崎局が存在し、光化学オキシダントが環境基準に適合していません。➤ 環境騒音及び道路交通騒音は、対象事業実施区域及びその周囲において公表された測定結果はありません。➤ 環境振動及び道路交通振動は、対象事業実施区域及びその周囲において公表された測定結果はありません。➤ 対象事業実施区域から最寄りの住宅等までの距離は約 1.6km です。

第 2-1 表 (2) 対象事業実施区域周辺の主な地域概況

水環境
<ul style="list-style-type: none">➤ 対象事業実施区域は富士川水系にあたる塩川水系に位置し、対象事業実施区域の南東から南西にかけて、塩川、黒森沢、釜の沢が流れています。また、対象事業実施区域から約 5.5km 南西側には塩川ダムのダム湖である「みずがき湖」が存在しています。➤ 対象事業実施区域の南に位置する「塩川ダム貯水池」の平成 29 年度の水質測定結果は、健康項目は砒素が環境基準値を上回っていますが、その他の項目はいずれも環境基準に適合しています。➤ 対象事業実施区域及びその周囲において、平成 29 年度は、地下水の概況調査が 4 地点で実施されており、測定した全項目で環境基準値を下回っています。

第 2-1 表 (3) 対象事業実施区域周辺の主な地域概況

その他の環境
<ul style="list-style-type: none">➤ 対象事業実施区域の土壌は、乾性褐色森林土壌及び黒ボク土壌からなっています。➤ 対象事業実施区域及びその周囲の地形は、「山地斜面」、「古期土石流扇状地および堆積面」からなっています。➤ 対象事業実施区域及びその周囲の地質は、横尾山火砕流などから構成されています。

第2-1表(4) 対象事業実施区域周辺の主な地域概況

植物 動物 生態系
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 植物の重要な種は、44科90種が確認されています。 ➤ 対象事業実施区域及びその周囲の環境は、地形及び植生の状況から、樹林、湿性草地、乾性草地、市街地等の4つの環境類型に区分されています。 ➤ 動物の重要な種は、哺乳類9種、鳥類44種、爬虫類1種、昆虫類35種、魚類6種の合計95種が確認されています。 ➤ 天然記念物等は、カモシカ（ニホンカモシカで掲載）が国指定の特別天然記念物に、ヤマネが国指定の天然記念物に、ミヤマシロチョウ（南巨摩郡、中巨摩郡、北杜市及び韮崎市）が県指定の天然記念物に指定されています。また、北杜市では、長坂町日野の「日野のオオムラサキ及び生息地」が山梨県自然環境保全条例による天然記念物に指定されています。 ➤ 対象事業及びその周囲の植生の分布状況は、クリーミズナラ群落のほか、アカマツ植林、カラマツ植林等の樹林環境が広がっています。

第2-1表(5) 対象事業実施区域周辺の主な地域概況

景観 人と自然との触れ合いの活動の場
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象事業実施区域及びその周辺の主要な眺望点には、「横尾山」、「本谷川溪谷」等があります。 ➤ 対象事業実施区域及びその周辺における、人と自然との触れ合いの活動の場として、「横尾山」、「瑞牆山ヒルクライム」等があります。

第3章 環境への影響を詳しく調べる項目

私たち事業者として、「第1章 事業の概要」で整理した事業の特性と、「第2章 地域の概況」で整理した地域の特性を踏まえて、

「この事業が環境に及ぼす影響として、どのようなものがあるだろうか？」

「工事中や太陽光発電事業運用中の環境影響として、地域の皆さまが心配されることはなんだろうか？」

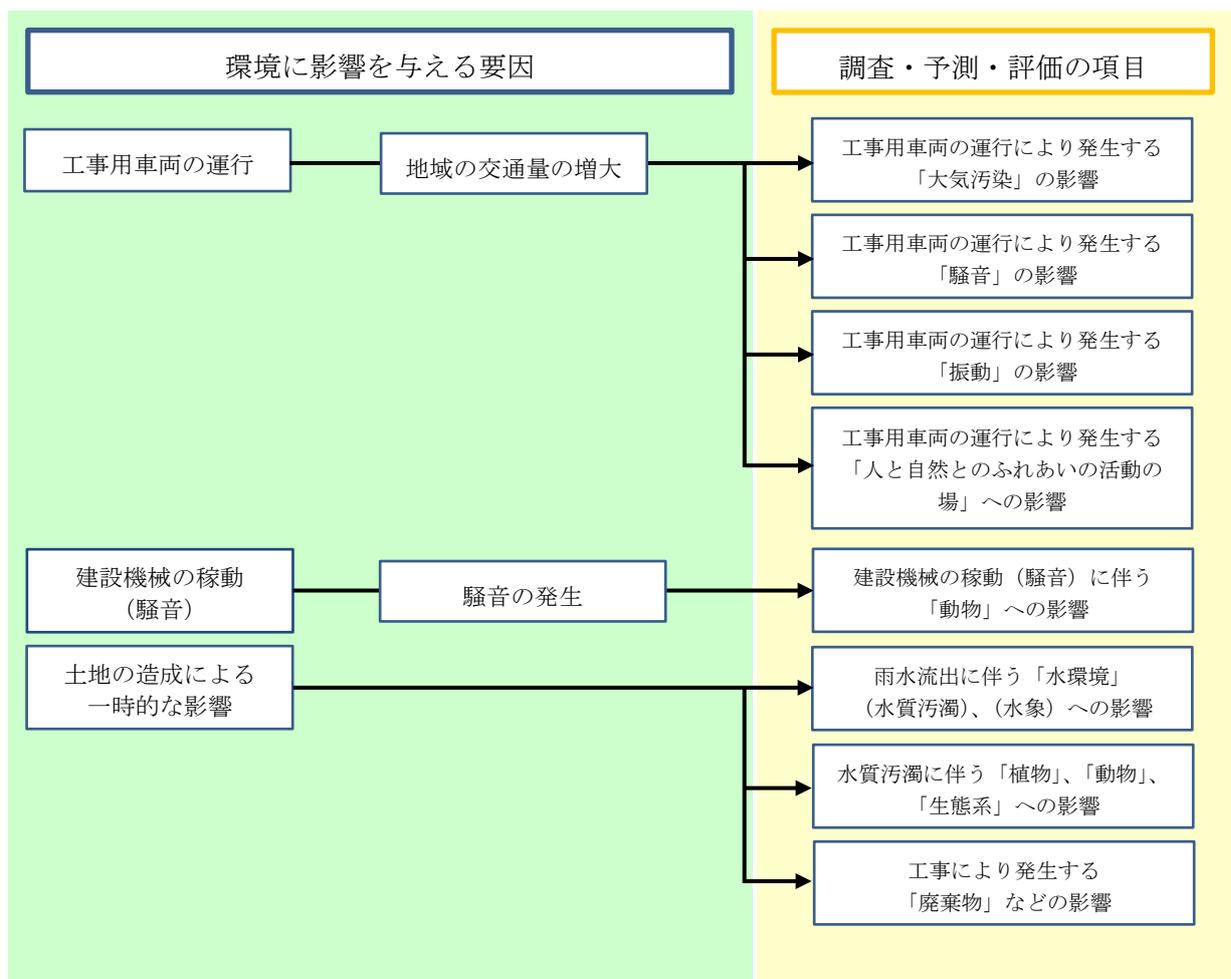
ということを整理しました。

「工事中の環境影響」として調査・予測・評価を行うべきであると考えた項目とその理由は、第3-1図、「工事が終わり、太陽光発電施設として利用される段階での（完成後の）環境影響」として調査・予測・評価を行うべきであると考えた項目とその理由は、第3-2図に示したとおりです。

なお、これらは私たち事業者の案です。どのような項目について調査・予測・評価を行うかという点は、今回いただく皆さまのご意見を十分踏まえ、また、専門家の方からのご意見等を踏まえて、事業者として再度検討します。

工事の特性、北杜市須玉地区の特性を踏まえ、以下の項目について調査・予測・評価を行います。

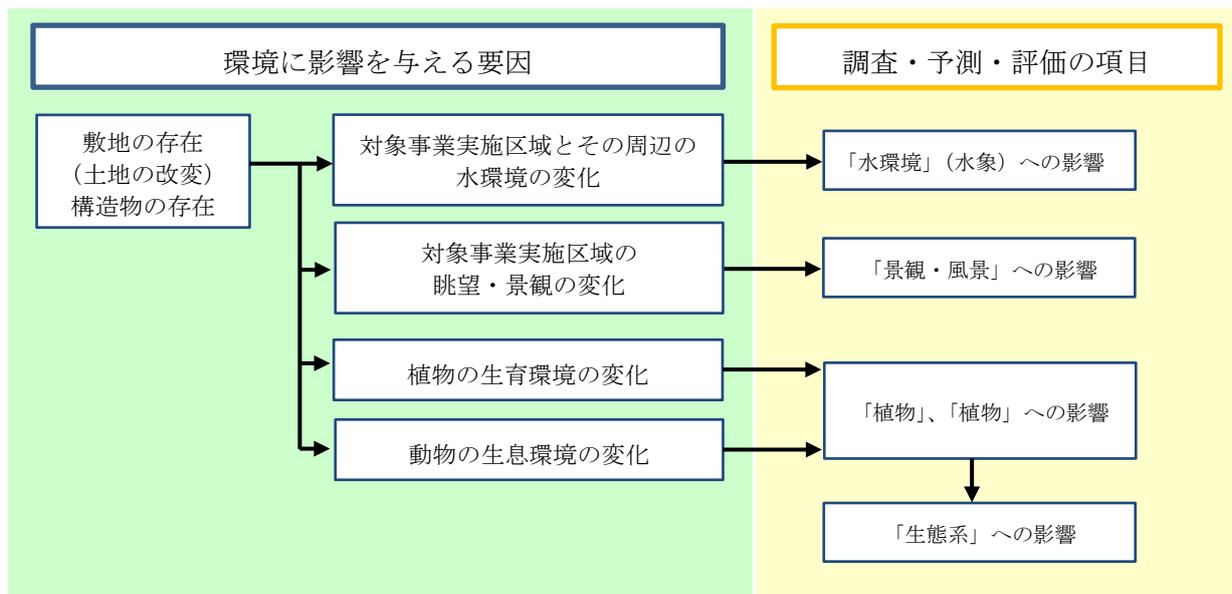
- ダンプトラックやトレーラーなどの工事用車両が周辺の道路を走ることに伴い発生する「大気汚染」、「騒音」、「振動」が道路沿道の住環境へ及ぼす影響について調査・予測・評価を行います。また、地域の交通量の増加に伴う「人と自然とのふれあいの活動の場」への影響についても調査・予測・評価を行います。
- ブルドーザーなどの建設機械の稼働による騒音によって「動物」に影響が及ぶ可能性が考えられるため、調査・予測・評価を行ないます。
- 工事の実施によって、樹木などを伐採した後は、一時的に裸地となるため、雨が降ったときに土砂が周辺の河川に流れ込み、水の濁りを発生させる可能性が考えられます。そのため、「水環境」への影響について調査・予測・評価を行います。また、水の濁りによる影響は、「植物」、「動物」及び「生態系」についても及ぶ可能性が考えられます。
- 工事の実施によって、発生土や伐採樹木、コンクリート・アスファルト塊などの「廃棄物等」が発生することが想定されるため、調査・予測・評価を行います。



第3-1図 工事中の環境影響に関する調査・予測・評価の項目

事業の特性、北杜市須玉地区の特性を踏まえ、以下の項目について調査・予測・評価を行います。

- 敷地の存在（土地の改変）や構造物（太陽光パネル）の存在により、「水環境」に影響が及ぶ可能性が考えられます。また、「景観・風景」に影響が及ぶ可能性が考えられるため、これらの項目について調査・予測・評価を行います。
- また、敷地の存在（土地の改変）や構造物（太陽光パネル）の存在により、植物の生育環境や動物の生息環境が変化する可能性が考えられます。そのため、「植物」、「動物」及び「生態系」に及ぼす影響について、調査・予測・評価を行います。



第 3-2 図 完成後の環境影響に関する調査・予測・評価の項目

第4章 環境への影響に関する調査・予測・評価の方法

4-1 環境への影響に関する調査・予測・評価の方法の概要

ここでは、「第3章 環境への影響を詳しく調べる項目」において、私たち事業者として調査・予測・評価を行うべきであると考えた項目について、どのように調査・予測・評価を行っていくことを考えているのか、その概要についてご説明します。

なお、調査・予測・評価を行う項目と同様に、この調査・予測・評価の方法についても、既に決定しているものではありません。今回いただく皆さまのご意見を十分踏まえ、事業者として再度検討します。

【調査について】

調査は、環境への影響を「予測・評価」するにあたって必要な情報を把握するために行います。調査は、「文献などの資料調査」、「専門家、地元有識者などへの聞き取り調査」、「現地調査」により情報を収集して、その結果を整理・解析することにより行うことを考えています。

現地調査を行うこととしているのは、大気の状態、騒音・振動の状態、降雨時の河川の濁りの程度、植物や動物の生育・生息状況や地域の景観・風景等の状態です。これらについては、資料調査や聞き取り調査だけでは把握が難しいと考えました。これらの現地調査を行う時期や回数については、季節的な変動などを考えたうえで、設定していきます。

【予測について】

対象事業実施区域は牧場として利用されていた土地であり、なだらかな斜面の箇所と、それらを分ける沢及び尾根が存在します。本事業の主な工事は造成工事であり、現況の地形をできる限り活かす計画としているため、特殊な工法を使うことはありません。したがって、予測の方法は、土地区画整理事業などの環境影響評価において一般的に使われているものを採用することを考えています。

【評価について】

調査・予測の結果、この事業を行うことにより、環境へ影響を及ぼすおそれがあると判断された場合には、私たち事業者として、回避又は最小化できたかという観点で評価することを考えています。

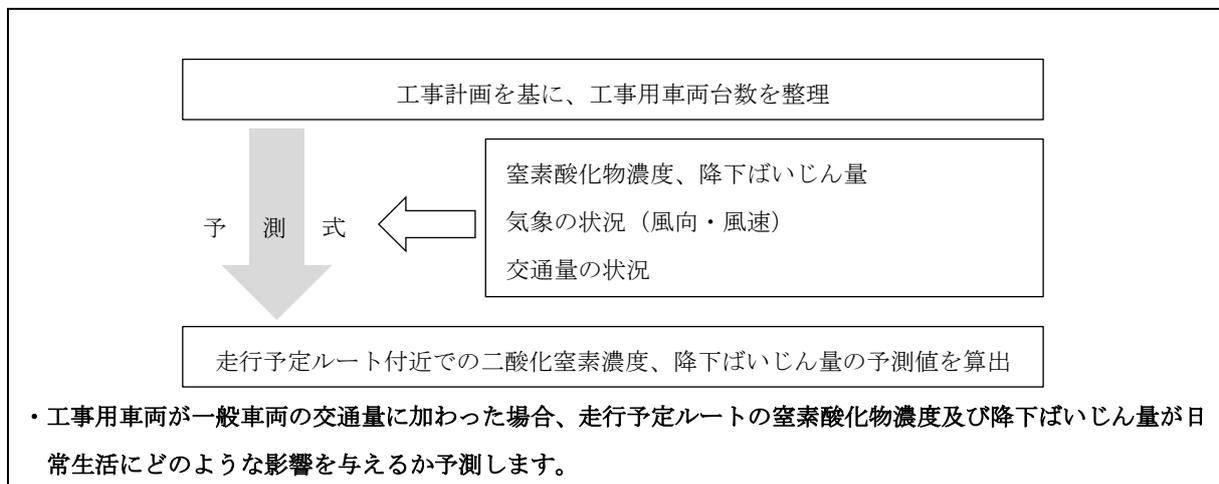
4-2 環境影響評価の手法

(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両（以下：工事用車両）の運行により発生する「大気汚染」への影響

調査はこのように計画しています

調査の目的	調査する情報	調査方法
現状ではどの程度の窒素酸化物濃度、降下ばいじん量となっているか把握する。	工事用車両の走行予定ルート付近において、周辺の環境を代表する場所での 窒素酸化物濃度及び降下ばいじん量	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物濃度は、各季節1週間の連続調査を行う。 ・降下ばいじん量は、各季節1ヶ月間の連続調査を行う。
自動車からの排気ガスが周辺に広がる条件を調べる。	工事用車両の走行予定ルート付近において、周辺の環境を代表する場所での 気象の状況及び交通量の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・気象の状況は、各季節1週間の連続調査を行う。 ・交通量の状況は、資料調査と合わせて、秋季の平日及び土曜日の昼間（6～22時）に各1回の現地調査を行う。

予測はこのように計画しています



評価はこのように計画しています

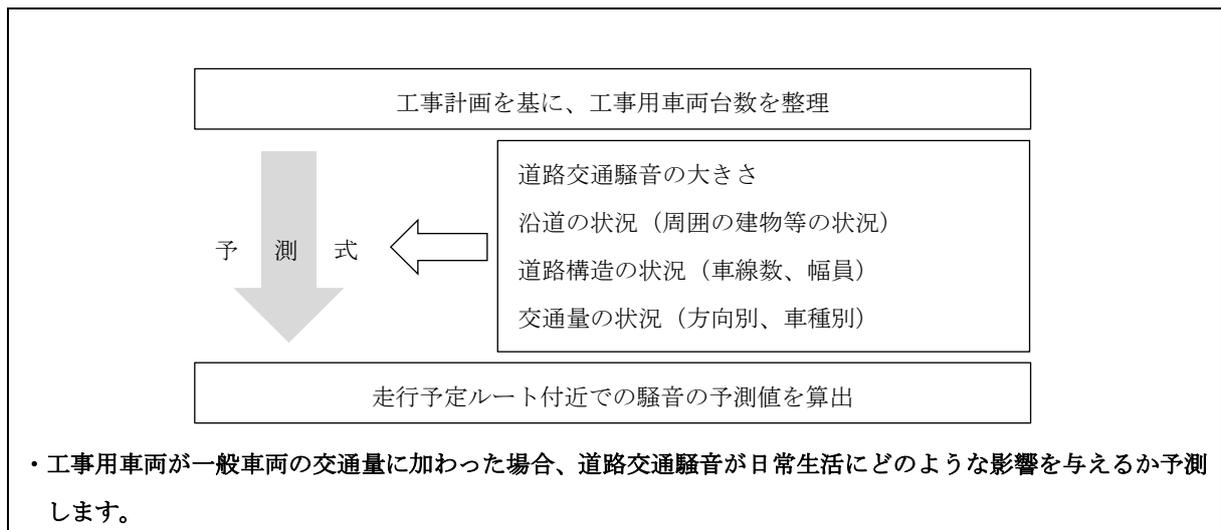
実行可能な範囲内で回避又は最小化されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正かを評価します。環境基準や参考値と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかを評価します。

(2) 工事用車両の運行により発生する「騒音」への影響

調査はこのように計画しています

調査の目的	調査する情報	調査方法
現状ではどの程度の騒音の大きさとなっているか把握する。	→ 工事用車両の走行予定ルート付近において、周辺の環境を代表する場所での 道路交通騒音の大きさ	→ ・ 道路交通騒音の大きさ は、秋季の平日及び土曜日の昼間（6～22時）に各1回の現地調査を行う。
自動車から発生する騒音が周辺へ伝わる条件を調べる。	→ 工事用車両の走行予定ルート付近において、周辺の環境を代表する場所での 沿道、道路構造及び交通量の状況	→ ・ 沿道及び交通量の状況 は、資料調査と合わせて現地調査を行う。 ・ 道路構造の状況 は、現地調査を行う。

予測はこのように計画しています



評価はこのように計画しています

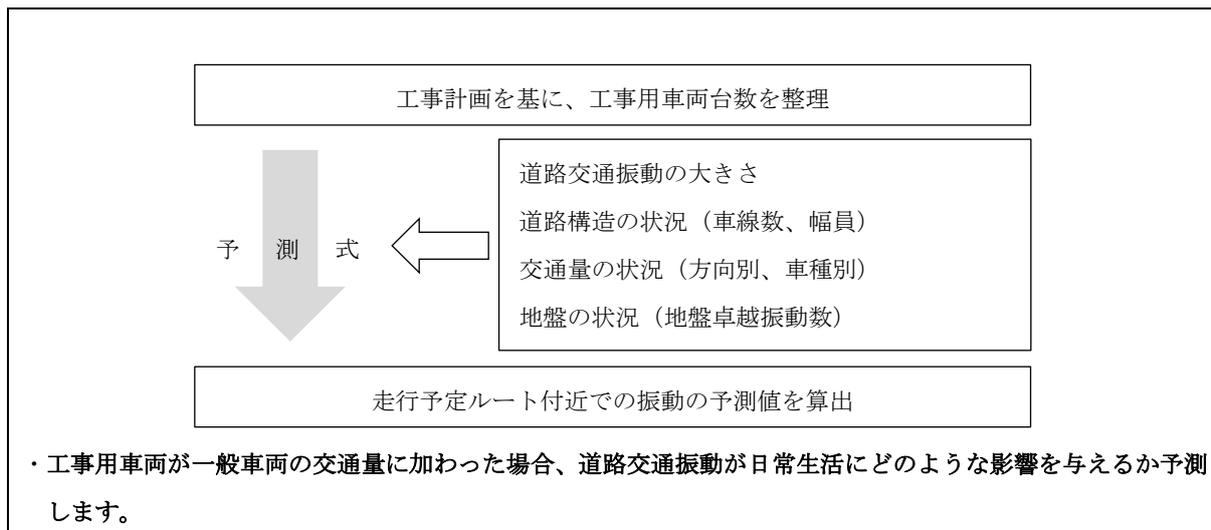
実行可能な範囲内で回避又は最小化されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正かを評価します。環境基準と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかを評価します。

(3) 工事用車両の運行により発生する「振動」への影響

調査はこのように計画しています

調査の目的	調査する情報	調査方法
現状ではどの程度の振動の大きさとなっているか把握する。	→ 工事用車両の走行予定ルート付近において、周辺の環境を代表する場所での 道路交通振動の大きさ	→ ・ 道路交通振動の大きさ は、秋季の平日及び土曜日の昼間（6～22時）に各1回の現地調査を行う。
自動車から発生する振動が周辺へ伝わる条件を調べる。	→ 工事用車両の走行予定ルート付近において、周辺の環境を代表する場所での 道路構造、交通量及び地盤の状況	→ ・ 交通量の状況 は、資料調査と合わせて現地調査を行う。 ・ 道路構造及び地盤の状況 は、現地調査を行う。

予測はこのように計画しています



評価はこのように計画しています

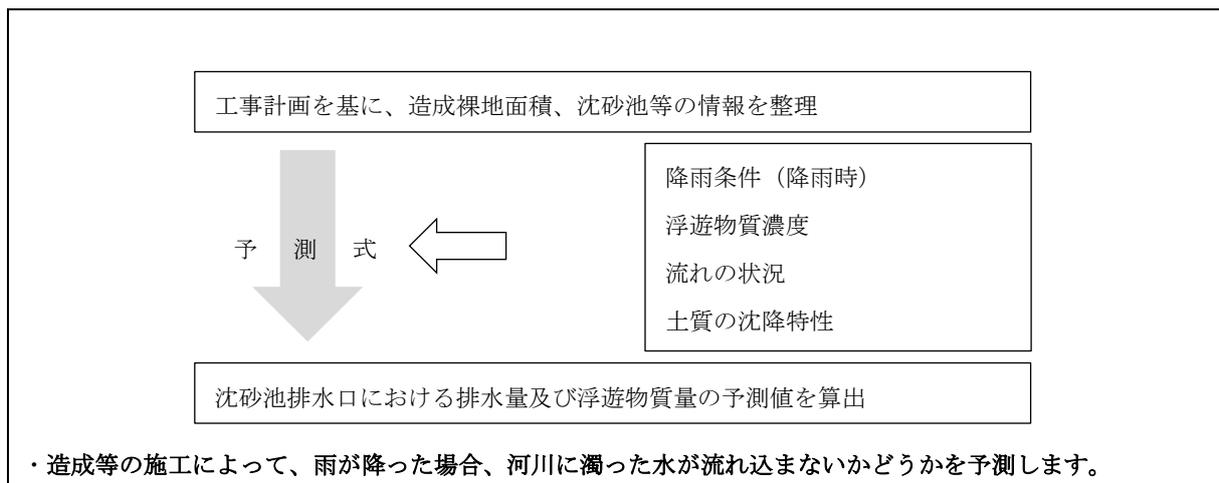
実行可能な範囲内で回避又は最小化されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正かを評価します。道路交通振動の要請限度と、調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかを評価します。

(4) 造成等の施工により一時的に発生する「水環境」への影響（水質汚濁）

調査はこのように計画しています

調査の目的	調査する情報	調査方法
対象事業実施区域とその周囲の河川等の水質（平水時及び降雨時）を把握する。	沈砂池排水が流入する河川の 浮遊物質量及び流れの状況（流量等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浮遊物質量の状況は、資料調査と合わせて現地調査（平水時は各季節1回ずつ、降雨時は通年で1回）を行う。 ・ 流れの状況（流量等）は、現地調査（平水時は各季節1回ずつ、降雨時は通年で1回）を行う。
対象事業実施区域の土砂の土質の状況を調べる。	対象事業実施区域の 土質の沈降特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域の土壌を採取し、沈降試験を行なう。

予測はこのように計画しています



評価はこのように計画しています

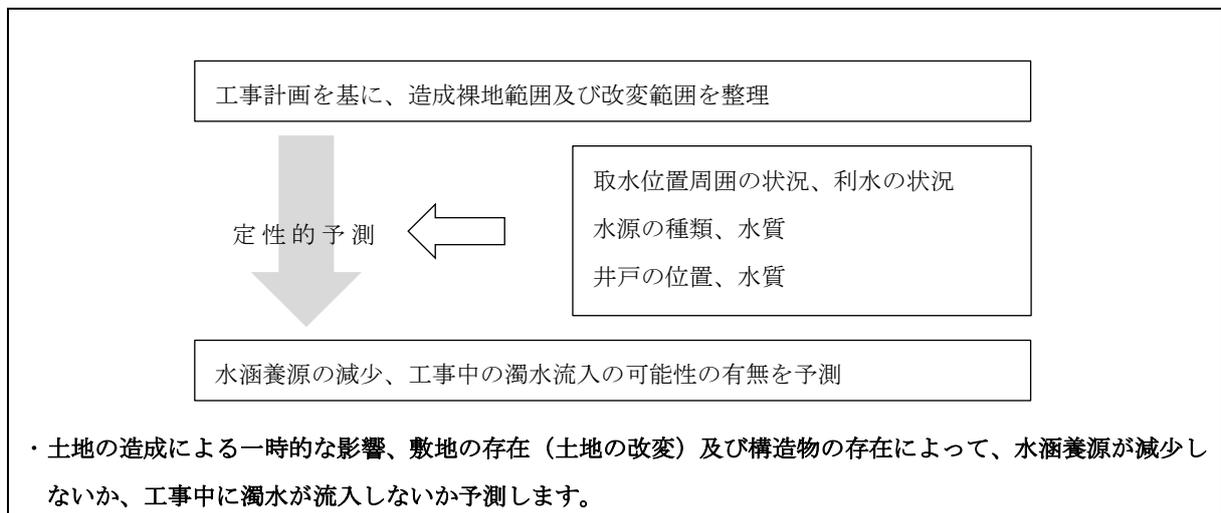
実行可能な範囲内で回避又は最小化されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正かを評価します。

(5) 土地の造成による一時的な影響、敷地の存在（土地の改変）及び構造物の存在に伴う「水環境」への影響（水象）

調査はこのように計画しています

調査の目的	調査する情報	調査方法
対象事業実施区域の利水状況及び水面状況を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲の公共水源の状況及び地下水（井戸水）の状況 対象事業実施区域内の河川（沢）の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 公共水源の状況及び地下水（井戸水）の状況ともに、資料調査と合わせて現地調査を行う。 降雨後速やかに1回実施し、河川（沢）の状況（河道や水流が確認される場所）について確認する。

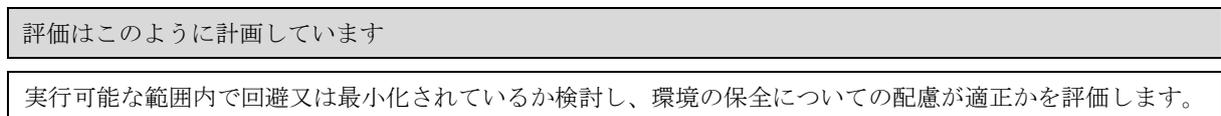
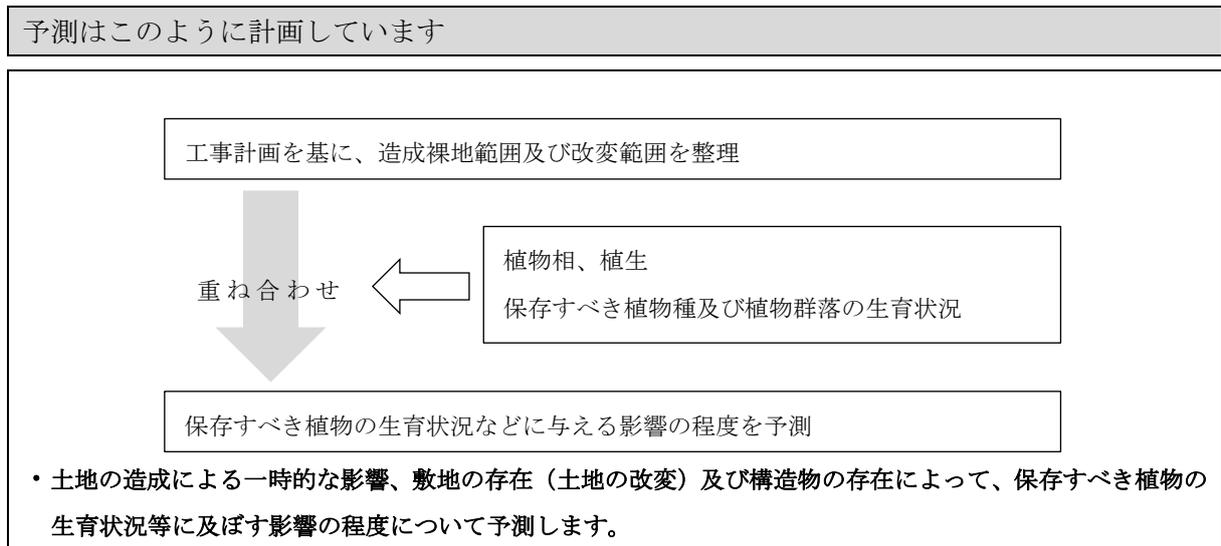
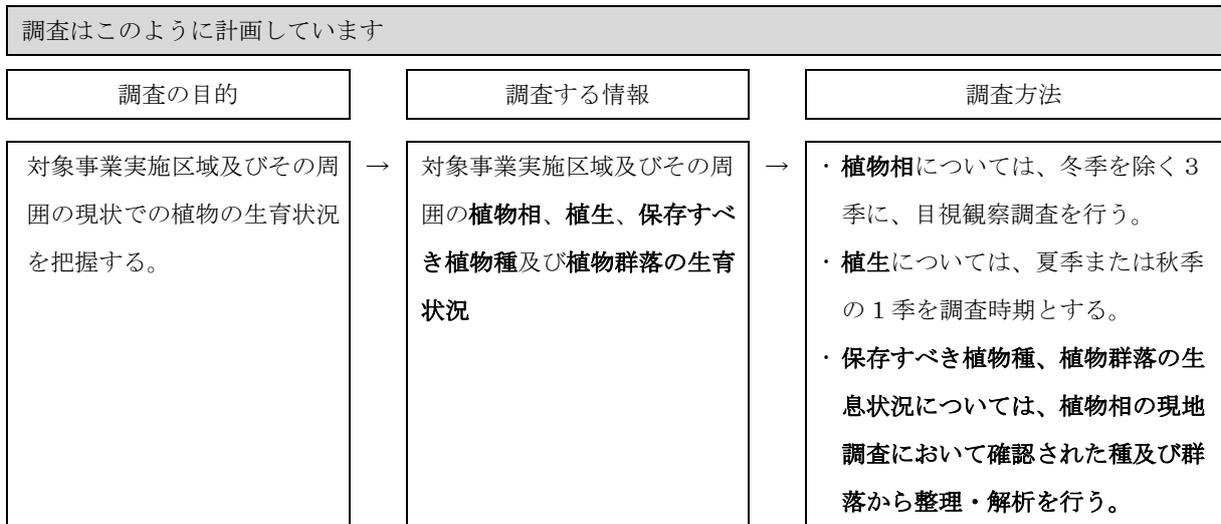
予測はこのように計画しています



評価はこのように計画しています

実行可能な範囲内で回避又は最小化されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正かを評価します。

(6) 土地の造成による一時的な影響、敷地の存在（土地の改変）及び構造物の存在に伴う「植物」への影響

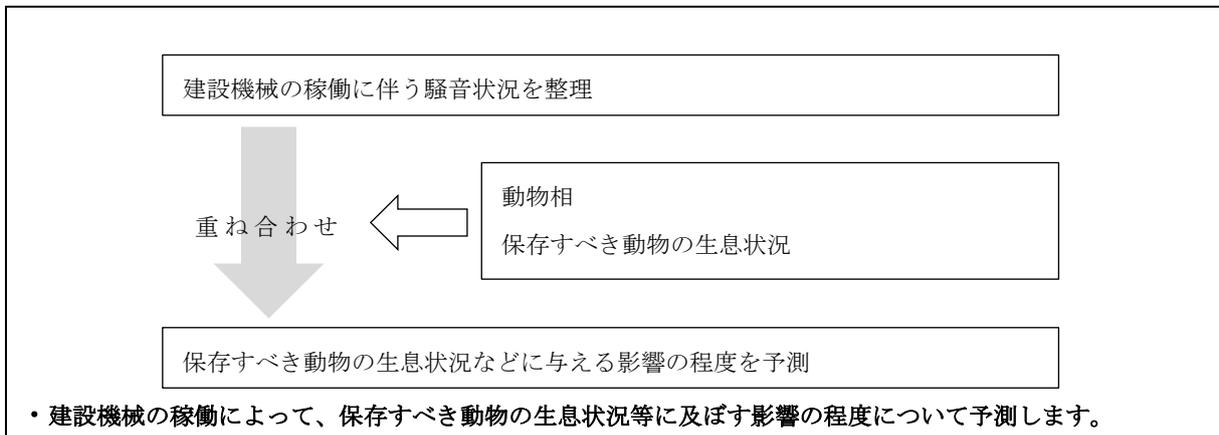


(7) 建設機械の稼働の騒音に伴う「動物」への影響

調査はこのように計画しています

調査の目的	調査する情報	調査方法
対象事業実施区域とその周辺の現状での動物の生息状況を把握する。	→ 対象事業実施区域とその周辺にどのような動物がいるか。そのうち 保全すべき動物の生息の状況 について調査する。	→ <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域とその周辺の現地調査を行う。 ・ 哺乳類、鳥類、猛禽類について、一年を通じて、複数回調査する。 ・ 保存すべき生物及びその生息環境の状況について、整理及び解析を行う。

予測はこのように計画しています

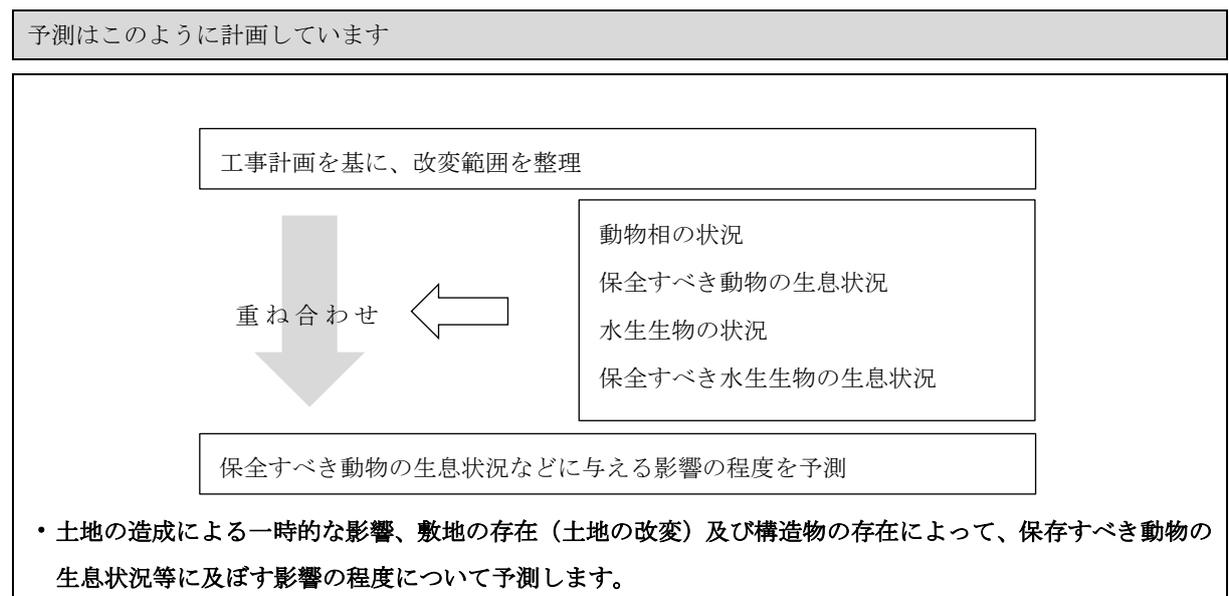


評価はこのように計画しています

実行可能な範囲内で回避又は最小化されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正かを評価します。

(8) 土地の造成による一時的な影響、敷地の存在（土地の改変）及び構造物の存在に伴う「動物」への影響

調査はこのように計画しています		
調査の目的	調査する情報	調査方法
対象事業実施区域及びその周囲の現状での動物の生息状況を把握する。	→ <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲の動物種（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類）の状況及び保全すべき動物の生息状況 対象事業実施区域及びその周囲の水生生物（魚類、底生動物）の状況及び保全すべき水生生物の生息状況 	→ <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周囲の現地調査を行う。 哺乳類及び鳥類については4季、爬虫類、両生類及び昆虫類については冬を除く3季、希少猛禽類については繁殖期（12～7月）を調査時期とする。 魚類及び底生動物については夏季、秋季及び早春季を調査時期とする。



評価はこのように計画しています

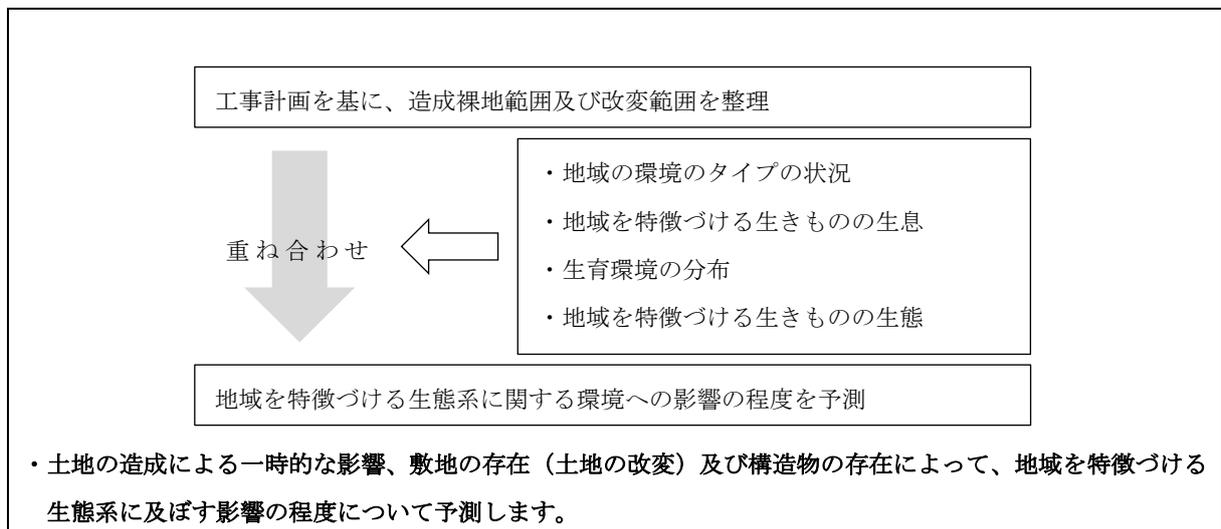
実行可能な範囲内で回避又は最小化されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正かを評価します。

(9) 土地の造成による一時的な影響、敷地の存在（土地の改変）及び構造物の存在に伴う「生態系」への影響

調査はこのように計画しています

調査の目的	調査する情報	調査方法
対象事業実施区域及びその周囲の現状での植物、動物の生育・生息状況を把握する。	資料調査、現地調査結果によって得られた 生態系の持つ要素（気象、地形・地質、植生、動物等）、機能（ハビタット、水源かん養、水質浄化、侵食防止等）	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や土地利用の状況から環境のタイプ分けを行う。 ・植物、動物の調査結果の解析を行う。

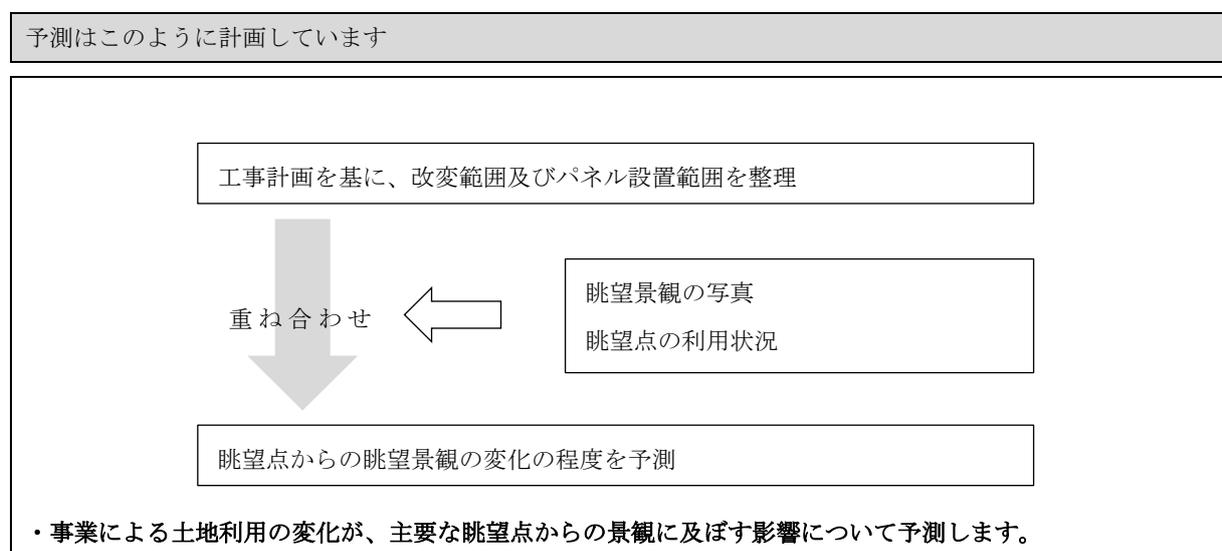
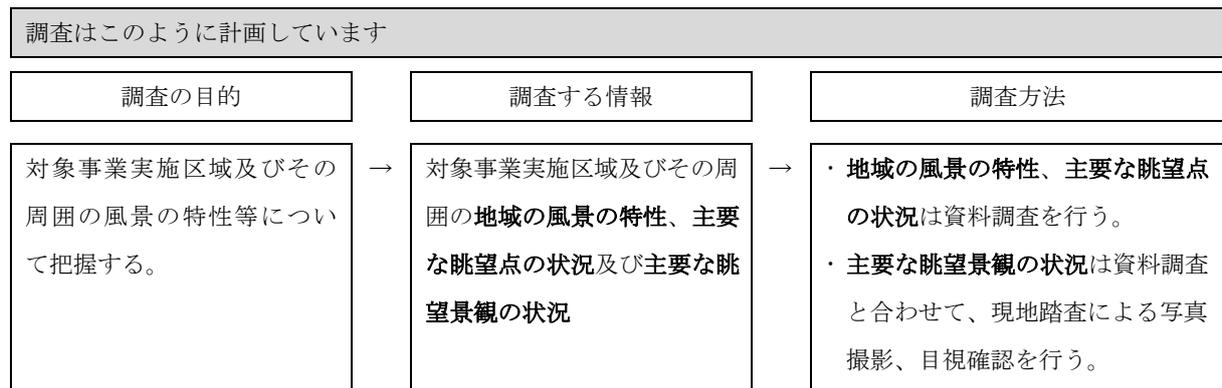
予測はこのように計画しています



評価はこのように計画しています

実行可能な範囲内で回避又は最小化されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正かを評価します。

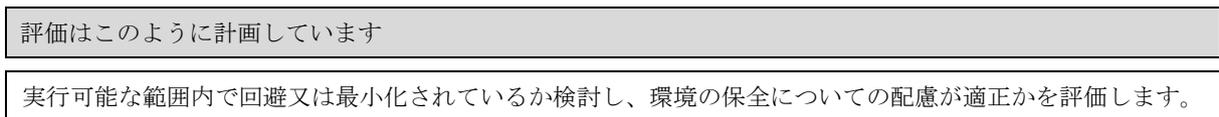
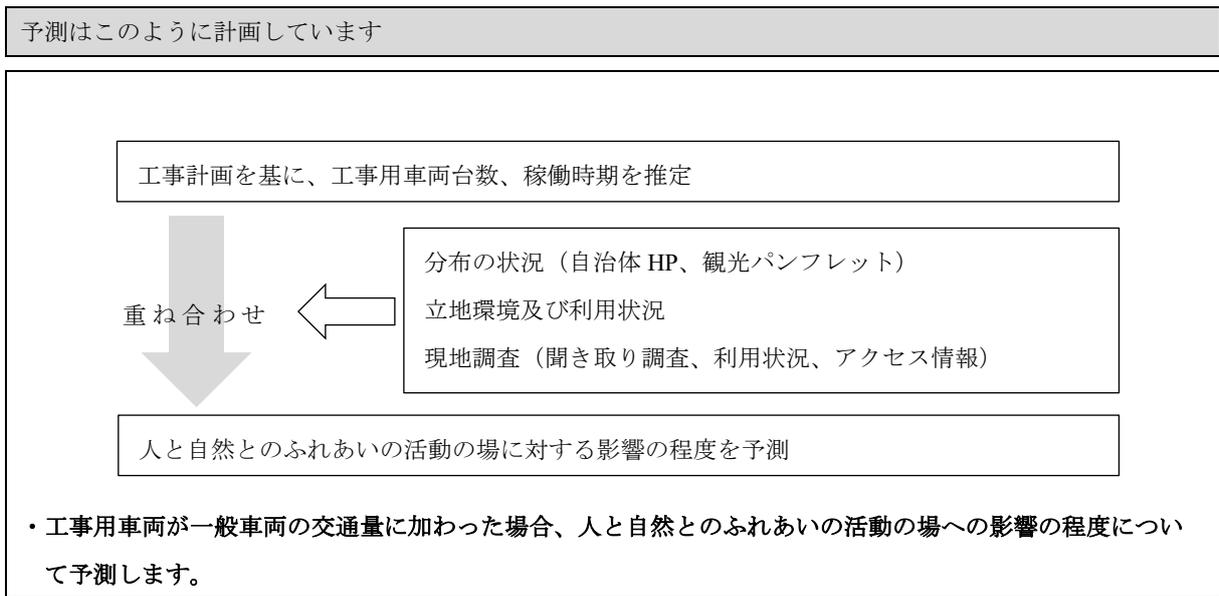
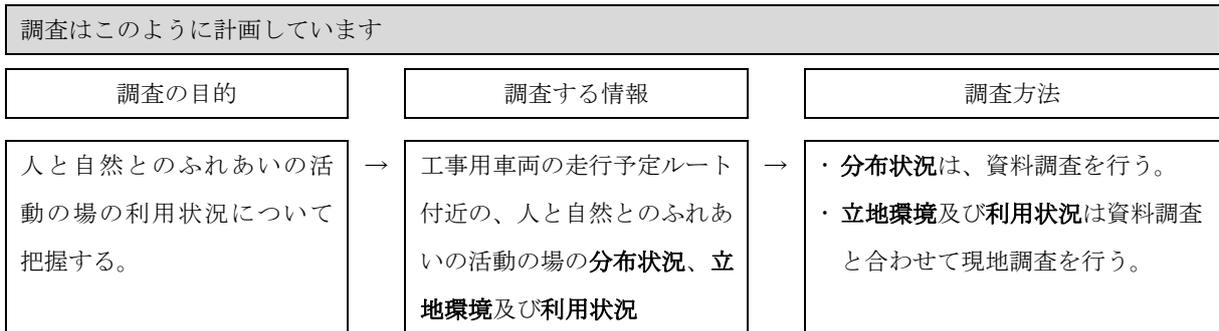
(10) 敷地の存在（土地の改変）及び建造物の存在に伴う「景観・風景」への影響



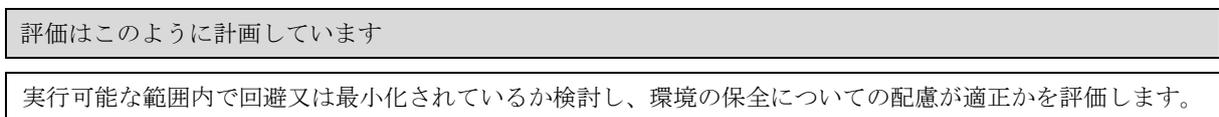
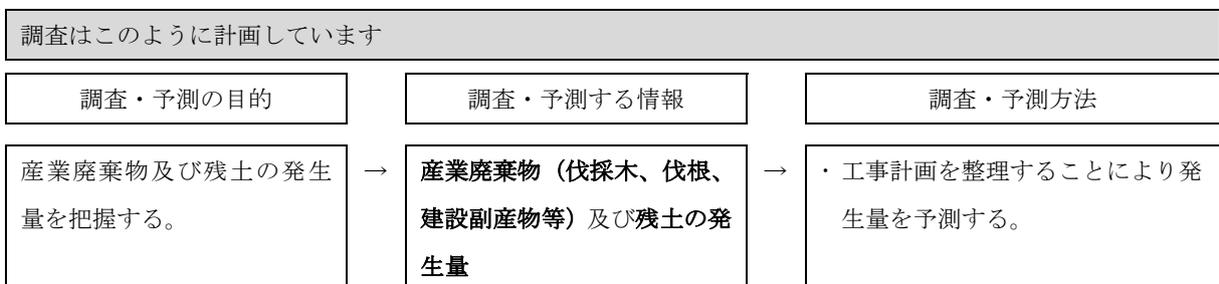
評価はこのように計画しています

実行可能な範囲内で回避又は最小化されているか検討し、環境の保全についての配慮が適正かを評価します。

(11) 工事用車両の運行により発生する「人と自然とのふれあいの活動の場」への影響



(12) 工事により発生する「廃棄物」などの影響



第5章 皆さまのご意見を募集します

(仮称) 大平ファーム太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に関して、環境保全の見地からご意見を募集します。

意見書を提出する際の注意事項

1. 方法書の縦覧期間について

縦覧期間：令和2年1年8日（水）～令和2年2年7日（金）

2. 方法書の縦覧場所について

- ①山梨県県民情報センター（開庁時間 8：30～17：00、土・日・祝祭日を除く）
- ②北杜市役所生活環境部環境課、③北杜市須玉総合支所増富出張所
（開庁時間 8：30～17：15、土・日・祝祭日を除く）
- ④自然電力株式会社 東京オフィス（東京都文京区本郷4丁目9-22）
（営業時間 9：00～17：30、土・日・祝祭日を除く）
- ⑤電子縦覧（URL <https://www.shizenenergy.net/>）のNEWS 一覧→環境アセスメントからご覧ください。

3. 意見書の記載事項について

- ①意見を提出する方の氏名及び住所
※法人や団体としての意見を提出される場合は、その名称と代表者の氏名、事務所の所在地をお書きください。
- ②意見書提出の対象である方法書の名称
※縦覧場所に備え付けの意見書用紙を使わない方は、「(仮称) 大平ファーム太陽光発電事業環境影響評価方法書」と記載してください。
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見

4. 意見の記載について

日本語でお書きください。意見の理由、お名前、ご住所も併せてお願いいたします。

5. 意見書の提出方法について

意見書の記載事項（①～③）を記載した意見書を以下の4つのいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送 (2) FAX (3) 電子メール (4) 自然電力株式会社の事務所へ持参

〒113-0033

東京都文京区本郷 4-9-22 本郷フジビル 自然電力株式会社 東京オフィス
(仮称) 大平ファーム太陽光発電事業 窓口 (河村、高田)

電話番号：03-3868-3391 (土・日曜日・祝祭日を除く 午前9時～午後5時半)

FAX番号：03-3868-2455

電子メールアドレス：infomail@shizenenergy.net

6. 個人情報について

意見書には、氏名、住所など個人情報を記載いただきますが、これらの個人情報については、細心の注意を持って管理いたします。

第6章 方法書作成に関する委託先

事業の概要や地域の概況の整理、調査・予測・評価の項目や方法の検討について、環境影響評価などの環境に関する業務を専門とする以下の企業に委託を行い、その結果を踏まえて方法書を作成しました。

委託先の名称：一般財団法人日本気象協会

代表者の氏名：代表理事会長 春田 謙

主たる事務所の所在地：東京都豊島区東池袋 3-1-1